

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正等について

平成 24 年 3 月

入札・契約制度について、公正な競争の促進や適正な施工の確保などを図るため、標記について、次のとおり一部改正します。

記

1 魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正

- (1) 「甲」・「乙」の呼称を「発注者」・「受注者」への見直し
- (2) 現場代理人の常駐義務の緩和（第 10 条関係）
- (3) 受注者から工期の延長請求があった場合の発注者の対応の明確化（第 21 条関係）
- (4) 受注者が暴力団等である場合の契約解除権の新設（第 43 条関係）

2 現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱について

魚津市建設工事標準請負契約約款の第 10 条の改正に伴い、現場代理人の常駐義務緩和の対象及び条件等を、別紙の通り定めさせていただきます。

3 適用時期

平成 24 年 4 月 2 日以降に入札公告または指名通知を行う工事に係る請負契約から適用